

見本

土地評価証明書

(2-1)

所有者 (令和〇〇年1月1日現)	氏名(名称) 御池 花子外1名			年度
	持分 1/2			令和〇〇年度
物件の所在及び地番	評価地目	登記地積 評価地積	評価額(円)	備考
区学区町コード 〇〇区 〇〇〇町 1番地	宅地	999.99 990.00	100,000,000	一部公共用道路による地積の相違
		*** 以下 余 白 ***		
		登記地積, 評価地積 ○ 土地の一部が道路に使用されている場合など、一定の条件に該当する土地については、 登記地積と評価地積が異なる理由を備考欄に表示しています。		

この証明書は不動産登記法による所有権を証明するものではありません。

同一納税義務者の同一区内の土地が4筆まで記載されます。

上記のとおり証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

京都市長

〇〇 〇〇

公印

見本

土地公課証明書

土地公課証明

○ 土地公課証明には、評価証明に記載される事項に加えて、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額、税相当額が記載されます。

所有者 (令和〇〇年1月1日現)	氏名(名称) 御池 花子外1名			年度	
	持分 1/2			令和〇〇年度	
物件の所在及び地番	評価地目	登記地積	都市計画税課税標準額 (円)	備考	
		評価地積	固定資産税課税標準額 (円)		
区学区町コード 〇〇区 〇〇〇町 1番地	宅地	999.99	33,333,333	一部公共用道路による地積の相違	
		990.00	16,666,666		
		*** 以下 余白 ***	100,000,000	税相当額 333,332円	

共有土地(分譲マンション等の区分所有家屋の敷地)について
○ 共有土地については、敷地全体の固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額、評価額が記載されます。

評価地積
登記地積, 評価地積
○ 土地の一部が道路に使用されている場合など、一定の条件に該当する土地については、登記地積と評価地積が異なる理由を備考欄に表示しています。

税相当額
○ 資産ごとの物件相当税額です。実際の税額算定に当たっては、土地・家屋の各課税標準額の合計額に端数処理をしているため、実際の年税額と異なります。
○ 税相当額の計算方法は次のとおりです。
(固定資産税課税標準額×0.014) + (都市計画税課税標準額×0.003) = 税相当額
※ () 内, 小数点以下切捨て
ただし、課税免除部分がある場合は、課税免除後の税相当額が記載されるため、計算方法が異なります(課税免除部分のある土地については、税相当額の後に「課税免除後」と記載されます。)
○ 免税点(30万円)未満で実際には課税されていない土地についても記載しています。
○ 共有土地(分譲マンション等の区分所有建物の敷地)の場合、持分相当額ではなく、全体の税相当額が記載されます。持分相当額の算出が必要な場合は、「共有土地持分明細書」を基にあん分計算を行ってください。

同一納税義務者の同一区内の土地が4筆まで記載されます。

この証明書は不動産登記法による所有権を証明するものではありません。
税率は、固定資産税100分の1.4, 都市計画税100分の0.3です。
税相当額は、それぞれの土地の課税標準額に税率を乗じて算出していますので、実際の納付額とは異なる場合があります。
同一区内に所有する土地の合計課税標準額が30万円未満の場合には、それぞれの土地に対する固定資産税及び都市計画税はかかりません。
市街化調整区域内又は都市計画区域外の土地には都市計画税はかかりません。

上記のとおり証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

京都市長

〇〇 〇〇

公印

見本

共用土地持分明細書

(2-2)

所在地		1600000 中京区下本能寺前町1番地		
区分所有家屋の所在及び家屋番号	左の区分所有家屋に係る共用土地の持分 (①)	所有者の氏名又は名称	①を共有する場合の共有者内の持分 (②)	備考
区学区町コード 〇〇区〇〇〇町 1番0-302	8745 140343	御池 花子外1名	1 2	敷地権設定
	** 以下余	白 **		

- 備考
- これは、共用土地（分譲マンション等の区分所有家屋の敷地）の持分を記した明細書です。
 - 共用土地の持分は、原則として当該土地にある区分所有家屋の家屋番号ごとに表示されます（①）。区分所有家屋を複数所有している場合は、合算すると共用土地全体に対する持分になります。
 - 区分所有家屋を共有している場合は、②に共有者内の持分が表示されます。この場合、①に②を乗じたものが当該共有者の共用土地の持分になります。
 - 場合によっては家屋番号が表示されないことがあります。

令和〇〇年〇〇月〇〇日